

2025年4月3日

お客さま 各位

株式会社 岩手銀行

北海道・東北の地方銀行及び第二地方銀行による
住宅ローンの不正利用防止に向けた「情報交換に関する協定書」の締結について

岩手銀行（頭取 岩山 徹）は、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と「情報交換に関する協定書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今後もお客さまにご満足いただけるよう、更なるサービスのご提供に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 協定の概要

住宅ローンの不正利用とは、お客さまご自身がお住まいになる住宅を取得する目的で住宅ローンを利用するのではなく、虚偽の申告を行い、融資を受けた住宅を当初から第三者に賃貸する目的で住宅ローンを利用することのほか、住宅取得価格の水増し、収入証明書の改ざん等を行うことです。

住宅ローンの不正利用を促す不動産事業者の主導により、お客さまが意図せず、住宅ローンの不正利用に巻き込まれるケースがあります。

当行は、2025年3月28日、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と本協定を締結し、不正業者に関する情報の交換を行うことにより、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

2. 協定締結金融機関一覧

株式会社 北海道銀行	株式会社 秋田銀行
株式会社 北洋銀行	株式会社 北都銀行
株式会社 青森みちのく銀行	株式会社 荘内銀行
株式会社 岩手銀行	株式会社 山形銀行
株式会社 東北銀行	株式会社 きらやか銀行
株式会社 北日本銀行	株式会社 東邦銀行
株式会社 七十七銀行	株式会社 福島銀行
株式会社 仙台銀行	株式会社 大東銀行

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

岩手銀行 個人ローンサポートセンター 岩渕

電話 0120-533-383

平日 9:00~17:00（銀行休業日を除く）